

令和6年6月1日現在の障害者である職員の任免の状況について

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
福島県警察	597	19	3.18	0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。

重度身体障害者及び重度知的障害者については、

1週間の所定勤務時間が30時間以上の場合、1人をもって2

1週間の所定勤務時間が20時間以上30時間未満の場合、1人をもって1

1週間の所定勤務時間が10時間以上20時間未満の場合、1人をもって0.5

として計上している。

重度身体障害者及び重度知的障害者以外の身体障害者については、

1週間の所定勤務時間が20時間以上30時間未満の場合、1人をもって0.5

として計上している。

精神障害者については、

1週間の所定勤務時間が20時間以上30時間未満の場合、1人をもって1

1週間の所定勤務時間が10時間以上20時間未満の場合、1人をもって0.5

として計上している。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。